国営かんがい排水事業 肝属中部(二期)地区

事業の概要

本地区は、荒瀬川に荒瀬ダムを築造し水源を確保するとともに、用水路48km、揚水機場3カ所等(一期分を含めて荒瀬ダム1カ所、頭首工1カ所、導水路1km、用水路48km、揚水機場3カ所等)を整備し、併せて関連事業により末端畑地かんがい施設の整備、区画整理等の基盤整備を行うものである。

目的・必要性

本地区は、鹿児島県大隅半島に位置しシラス台地上に分布する畑作農業地帯である。畑地かんがい施設等の農業基盤整備がされていないことから、農業の生産性の向上が阻害され、本地域の農業振興の妨げになっている。

このため、水利施設等の農業基盤の整備を一体的に行い、計画的な水利用による農業生産性の向上 と農業経営の安定を図るものである。

費用対効果分析の結果

効用(百万円/年): 農作物の生産量の増加 3,087百万円 営農経費の節減 220百万円 施設更新による従前の農業生産の維持 11百万円 その他 51百万円 計 3,369百万円

費用便益比 1.04

便 益 5 4,141百万円総事業費 5 2,224百万円

注)総事業費には、一期事業及び関連事業を含む。

検 討

新たに畑地かんがい施設の整備を行うことにより、干ばつによる被害が回避され、農業生産の増加が図られる。

また、地域条件に適合した野菜、畜産等の導入により、地域農業の振興に資するものである。

なお、水路等については道路下埋設を基本とし、森林原野の開発を極力避ける等、環境に配慮した 計画としている。

日程・手続

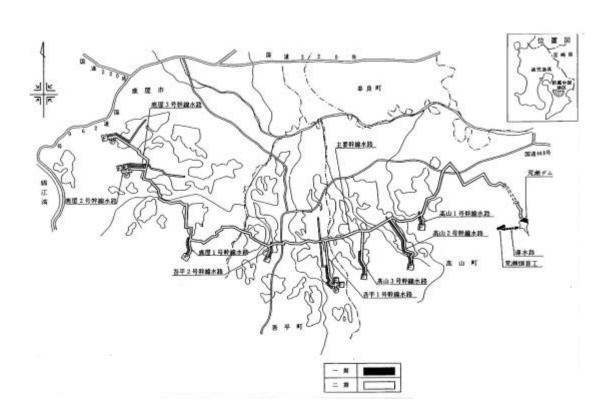
一期事業の着工に伴い、平成10年5月に土地改良法に基づく事業計画の確定を了している。

事業に対する意見

平成13年 5月 関係町、鹿児島県機関、農協等により構成される「肝属中部地区畑地かんがい事業推進協議会」において平成14年度着工要望を決議。

概要図

	_
1.受 益 面 積	1 , 8 1 0 ha
2.受 益 者 数	4,218人
3 . 主要工事計画	荒瀬ダム - (1)カ所
	揚水機場 3カ所(3)カ所
	用水路 48km (48)km
	ファームポンド 1 0 カ所(1 0) カ所
	()は一期分を含む
4.国営総事業費	9,870百万円
	(39,740百万円)
	()は一期分を含む



平成14年度新規地区採択チェックリスト(国営かんがい排水事業) (水資源開発公団営)

(局名:九州農政局)(地区名:肝属中部(二期))

1.必須事項

項目	評価の内容	判定
1 . 事業の必要性が明確であること。	・農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	
2 . 技術的可能性 が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が 技術的に可能であること。	
3 . 事業による効 果が十分見込ま れること。	・当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	
4 . 農家負担の可 能性が十分であ ること。	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の 状況からみて、負担能力の限度を超えることとはなら ないこと。	
5.環境との調和に配慮していること。	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	
6 . 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」 を超えないこと。	

項目を満たしている場合は「」とする。

平成14年度新規地区採択チェックリスト(国営かんがい排水事業) (水資源開発公団営)

(局名:九州農政局)(地区名:肝属中部(二期))

2.評価事項

項目	評価の内容	判定
1.事業で達成する目標に関する事項	I 地域農業の生産性向上・農業経営の安定化を図る。	
	II 農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件 整備を行う必要がある。	
	III 関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する 計画と整合が図られている。	
	IV 高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策の対象地域である。	
2 . 事業内容に関 する事項	I 事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	
9 分争項	II コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。	
	III 水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用を図る。	
	IV 老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等を図るものであること。	
	V 一般被害等の軽減にも寄与するものである。	
3 . 事業実施の優 先性・緊急性に 関する事項	I 地元の事業推進体制が整備されている。 II 関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	

2 . 評価事項

項目	評価の内容	判定
	III 関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。	
	IV 関連する他事業との調整が図られている。	
	V 施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	

項目を満たしている場合は「 」とする。